

## 氏名等変更届出書

届出が必要な場合 特定施設設置届出書等の届出を行なった者の氏名又は名称、住所、及び法人にあっては、その代表者の氏名、並びに工場、事業場の名称、所在地の変更があった場合

但し、相続、合併等により届出をした者の地位に変更がある場合は、承継届出書による届出とする。また、所在地の変更とは、特定工場等の住居表示の変更をさすのであり、工場等の移転により所在地が変更する場合は、特定施設使用全廃届出書、特定施設設置届出書による届出とする。

届出時期 当該事項の変更の日から30日以内

届出先 苅田町役場 環境課 環境対策担当

届出書様式 氏名等変更届出書（様式第6）

添付書類 遅延理由書（届出時期を遅延している場合のみ）

提出部数 正副2部

（1部は控えとして、受付・審査後に返却します。）

提出方法 窓口に持参

（郵送による受付は行っていません。）

### 届出書記入にあたっての注意事項

1. ※印の欄には、記載しないこと。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
3. 記入見本、記載例等を十分参照のこと。